

衆議院 議院運営委員会 議事録 第四十八号 (閉会中審査)

令和三年六月十七日(木曜日) 午後二時開議

出席委員

- 委員長 高木 毅君
理事 御法川信英君 盛山 正仁君
理事 松本 洋平君 井上 貴博君
理事 福田 達夫君 井野 俊郎君
理事 小川 淳也君 青柳陽一郎君
理事 佐藤 英道君

- 高村 正大君 武部 新君
本田 太郎君 吉川 元君
塩川 鉄也君 遠藤 敬君
浅野 哲君

- 議長 大島 理森君
副議長 赤松 広隆君
國務大臣 西村 康稔君
事務総長 岡田 憲治君

委員の異動
六月十七日 補欠選任 吉川 元君
同日 武内 則男君 吉川 元君

同日 補欠選任 武内 則男君
吉川 元君

六月十六日

一、行政監視院法案(辻元清美君外五名提出、第九十八回国会衆議院第三二号)

二、国会法の一部を改正する法律案(辻元清美君外五名提出、第九十八回国会衆議院第三二号)

三、我が国の経済及び財政等に関する将来の推計を信頼性のある統計等の情報に基づき中

立公正に実施するための経済財政等将来推計委員会の設置に関する法律案(階猛君外三名提出、衆議院第六号)

四、国会法の一部を改正する法律案(階猛君外三名提出、衆議院第七号)

五、国会法等改正に関する件
六、議長よりの諮問事項
七、その他議院運営委員会の所管に属する事項の閉会中審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間延長及び区域変更に関する件

○高木委員長 これより会議を開きます。

この際、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間延長及び区域変更について、西村國務大臣から事前報告を聴取いたします。西村國務大臣。

○西村國務大臣 各党の皆様におかれましては、政府の新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り、御礼申し上げます。

本日は、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間延長及び区域変更について御報告いたします。

国民の皆様への御協力により、全国の新規陽性者数は減少が続いておりますが、現在、緊急事態措置を実施している十の都道府県のうち、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の七都道府県については、各指標についておおむねステージ3相当以下であり、特に医療提供体制への負荷の軽減が見られておりますが、人の流れが増加傾向にある中で、変異株も想定し、リ

バンドを防ぐ必要があることから、飲食店に対する二十時までの営業時間短縮要請を始め、引き続き、強い対策を継続する必要があります。

また、沖縄県については、新規陽性者数は、減少に転じたものの、依然としてステージ4相当の高い水準であり、病床使用率も高い水準が継続していることから、感染の水準を抑えて安定的に引き下げ、病床を安定的に確保できるようにする必要があります。

一方で、岡山県及び広島県については、新規陽性者数の減少が続き、医療の逼迫もおおむね解消され、ステージ3相当から2以下となっておりあります。

このような状況を踏まえ、本日、基本的対処方針分科会を開催し、緊急事態措置については、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県を六月二十日をもって除外し、区域を沖縄県のみに変更するとともに、期間を七月十一日まで延長すること、そして、緊急事態措置から除外したうちの北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県については、六月二十一日から七月十一日までまん延防止等重点措置の対象とすることについて、御了承をいただきました。

なお、緊急事態宣言延長の要請があつたのは沖縄県からのみであり、その他の都道府県からははいない旨申し添えます。

また、まん延防止等重点措置を実施している五つの県についても、それぞれの地域における感染状況等を勘案し、埼玉県、千葉県及び神奈川県は三県については、新規陽性者数の減少傾向が鈍化し、横ばいになってきていることや、東京都との一体性を考え、期間を七月十一日まで延長すること、一方、岐阜県及び三重県については、感染状況が落ち着き、病床も安定しており、おおむねス

テージ2以下となつてることから、六月二十日をもって終了することについて、御了承いただきたいところであります。

この後、政府対策本部を開催し、これらについて決定したいと考えております。

今般、緊急事態措置からまん延防止等重点措置の対象区域とされる都道府県においては、引き続き、飲食店に対する二十時までの営業時間短縮要請を徹底するとともに、酒類の提供について、事業者の方々の理解を得ながら、感染対策を効果的、持続的なものとするため、感染対策にしっかりと取り組んでいる店舗は十九時まで提供できるところとし、それ以外の店舗には、酒類の提供を行わないよう要請することとします。ただし、地域の感染状況等に応じ、知事の判断で酒類提供を停止していただくこともできるものといたします。

また、引き続き、日中を含めた不要不急の外出の自粛や、テレワークの徹底等による出勤者数の七割削減などの協力の要請など、ステージ2相当以下に下げることが目指し、徹底して感染拡大を抑え、病床を安定的なものとするべく取り組んでまいります。

本日の分科会においては、多くの委員から、変異株、デルタ株による感染拡大を念頭に、今後リバンドが起きることを想定しながら、引き続き、強い措置を継続、強化することについて、御意見がありました。

特に、ワクチン接種を加速すると同時に、検査の拡充を図り、QRコードなどICT技術を活用した対策や下水サーベイランスなど新たな手法も導入していくべきこと、また、東京都では人流の増加が見られリバンドの兆候もあることから、リバンド対策の徹底を行い、感染再拡大があらばちゅうちよなく緊急事態宣言などの対策を講じるべきことなど、いわば分科会としての強い御意

ですけれども、いきなり五〇%になるんではなく、一人一人のをいか月程度置いてから、更に状況を見て緩和するかどうかというのを判断していくということで、この一人一人という判断に当たっても、専門家の皆さんから満場一致で了解をいただいたところであります。

○塩川委員 このような夏に更に人の移動を拡大するオリンピックを開催すれば、一層の感染拡大を招く懸念があります。子供の運動会や修学旅行が中止になっているのに、何でオリンピックだけ特別にやるのか、こういう国民の声にどう応えますか。

○西村国務大臣 国民の皆さんの中には、様々な御意見、御心情を持っておられると思います。私どもとして、丁寧に御説明をしながら、感染のリスクをできる限り下げていく、このことに全力を挙げて、できる限り多くの方に御理解をいただけるように取り組んでいければというふうに考えております。

○塩川委員 オリンピックだけ特別扱いなのかという声に答えているとは思えません。菅総理は、国民の命と健康が守れないなら五輪をやらないと述べました。コロナ対策担当大臣として、総理に五輪の中止を進言すべきではありませんか。

○西村国務大臣 菅総理も、先般、国会で答弁されましたとおり、国民の皆さんの命と健康を守るのが最優先ということであり、そのことが第一ということでは当然であります。

感染リスクをできるだけ下げられるべく、専門家の意見もしっかりと受け止めながら、対応していきたいと考えております。

○塩川委員 終わります。

○高木委員長 次に、遠藤敬君。

○遠藤(敬)委員 日本維新の会の遠藤敬でございます。西村大臣、本日もよろしくお願いたしました。今日は、大規模接種についてちょっとお尋ねをしたいと思います。時期によりましては八割空

いていると。八割埋まっているのかなと思ったり、八割空いているというの報道に、耳にいたしますが、これはなぜ八割も空いているのか。来週はちよつとましなんでしょうか、今週が厳しいんですかね。

そういう時期で、早く打たなければいけないとで職域も進んでまいりますけれども、なぜ行かないかとちよつと地元の人に聞いてみると、遠いところに行くのは嫌だという方もおられます。一方、ファイザー社が一次承認されて、二次承認がモデルナだということ、どうも、これは報道もそうでありまして、違いというのがよく分からないということ、どうも、この辺の見解は、どう政府として考えておられますか。

○西村国務大臣 御指摘のように、大規模接種会場に行くには交通機関なり歩いたりすることが必要になりますので、高齢者の皆さんにとっては少し心理的にハードルがあるんだと思います。

今、かかりつけ医の接種が各地で始まっていますから、やはり親しみがあつて、ふだんからなじみのある先生に打つてもらおう、しかも近いということ、その接種が進み始めたことによる空きが出てきているんだらうというふうに思います。

その上で、ファイザーのワクチンとモデルナのワクチンについては、これは京大の山中教授がまさに言っておられるとおりなんですけれども、同じ技術から、メッセンジャーRNAの技術から誕生していますので、まさに双子のワクチンとも言われております。そういう意味で、これまでの臨床結果なども、ほぼ同等の発症効果、あるいは重症化を予防する効果が報告されておりますので、もうほぼ同じものということだと思います。

私自身も、職域接種の機会が今後あれば、モデルナのワクチンを接種したいというふうに考えておりますし、加藤官房長官も先般の記者会見で、自衛隊の大規模センターでモデルナのワクチン接種を予約されている旨、たしか発言されたものというふうに承知しております。

○遠藤(敬)委員 もう本当にそういう部分だと思えますので、特に西村大臣に早く打つていただきたい、国民に安心を与えていただきたいと思えます。報道も、その違いというのはないんだというところを、いろいろな場面で国民に説明を求めたいと思っております。

それで、ファイザー社のワクチンが七月以降どんどん供給が減つてくると言われていますが、それは事実でしょうか。

○西村国務大臣 ちよつと今、正確な供給量は手元にはないんですけれども、一定数は確保しておきますので、市町村が打つワクチンにつきましては引き続きファイザー社のワクチンをしっかり提供していくというふうに聞いております。そこにモデルナを流すと、二回目の接種の期間が違います、保管の仕方も違いますので、混乱することのないようにということ、引き続き、市町村が行う接種についてはファイザー社のもを使うというふうに承知しております。

○遠藤(敬)委員 私の聞いているところによると、ファイザー社からモデルナに替えていく、転換が難しいと聞いております。是非、ここは説明が求められると思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

空きがあれば、どんな若い人にも打つてもらおう。空いているところをどう埋めていくかという、もう年齢制限なく、券がなくても、三回も四回も打つ人はいませんか、どんどん打つていただくといいのは、これはどうですかね。

○西村国務大臣 私も、空いているなら現役世代にどんどん打つてもらったらどうかということも、いろいろ意見交換しているんですけれども、二回目の接種、高齢者の二回目が始まっていますので、ちよつと隙間ができて、ここは大分空いているということ、物すごくまた殺到してしまつても想定されて、今、接種券を既に六十四歳以下の方に送付している自治体も出てきておりますので、ちよつといい感じぐらいで

その方々がそこに行かれていっているというふうに承知をしておりますので、いろいろなそういう状況を見ながら判断をしていければというふうに思います。

いずれにしても、河野大臣の下でそうしたものを調整しながら進められているというふうに承知をしております。

○遠藤(敬)委員 話は変わりますが、私も西村大臣に申し訳ないんですけども、不公平等の話をさせていた、聞いております。

私どもの地元でよく聞くのは、税務署さんが一番地域の事情とか企業の状況を分かっておりまして、国の方針として、補助金であつたりとか法人税であつたりとか、まあ減免措置もありませんけれども、昨年は免除していただきましたが、今年になつて、ない袖を振つてお金をお払いしたということもあつたこと、是非そういうことも、国全体で、一番地域の

ことを把握している税務署を活用するというのも御検討いただきたいと思つております。この不公平の解消、まさに日本人の、頑張った人が報われる、そういった部分を失いかねないと思つたので、国また地方併せて税務署も活用していただきたいと思つたこと。

○西村国務大臣 御指摘のように、様々な支援策を行つてきておりますけれども、やはり公平にやるのが一番大事だと思つたので、十分でなかつた面もあるかもしれませんけれども、御指摘の税情報も実は二人親世帯の支援とかには活用もしておりますので、今後、様々な視点から、できる限り公平になるように、いただいた御意見も踏まえて対応していきたいというふうに思います。

○遠藤(敬)委員 終わります。

○高木委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。よろしくお願ひいたします。

感染拡大の勢いを表す指標に、実効再生産数というものがあつた。今日は、滞留人口とこの実効再生産数との相関

関係に注目したいと思っておりますが、大臣に伺います。

この実効再生産数は、滞留人口に単純比例しておらず、飲酒する割合というものが大きく影響しているように見えますが、これについて政府の分析結果を教えてください。

○西村国務大臣 なかなか難しい点でありまして、引き続き分析を進めておられますが、専門家の分析では、例えば、東京の繁華街における二十二時から二十四時の夜遅くの滞留人口といわゆる実効再生産数の推移との間に関係があるということ、指摘をされております。その上で、夜遅くのその時間帯の人流は、やはり、お酒を飲んだ、飲酒と関係があるという、二段階の指摘がなされております。

他方、飲酒については、クラスター発生状況をいろいろ調べてみますと、発生したクラスターのうち半数以上は飲食を伴うものであったり、あるいは、スーパーコンピューター「富士」を用いた分析も行っておりますけれども、やはり飲酒を伴って声が大きくなるとリスクが高まること、それから、飲酒を伴う会食時間は飲酒を伴わないものよりも約二倍程度になるというふうなことも私どもの調査で分かっておりますので、こういった分析を更に重ねながら、引き続き、御指摘の点についても分析を進めたいというふうに考えております。

○浅野委員 更なる分析が必要ではあるものの、飲酒、酒席が原因であることは否定できないと思えます。

先ほど大臣は、知事の判断で酒類の提供を停止していただくこともできるというふうに発言されておりましたけれども、言い換えると、蔓延防止等重点措置は、酒類の提供を停止させる命令権限があると解釈してよいのでしょうか。

○西村国務大臣 法律上、酒類の提供を停止するように要請をし命令ができるというふうに理解しております。

○浅野委員 ありがとうございます。

では、続いて、五輪の方に話を移りますが、先ほどありましたように、五輪の競技会場内やその周辺エリアにおける酒類の販売、提供、これは、できれば今の状況を考えれば控えるべきではないかと思うんですが、IOCが今検討中だと先ほど大臣はおっしゃいました。

これは、仮に都知事が停止命令をかけたときに、従う義務があると思えますけれども、それではよろしいでしょうか。

○西村国務大臣 まず、競技会場内の飲食提供については、IOCや組織委員会が引き続き検討が行われているというふうに承知しております。周辺エリアについては、感染状況に応じて様々な対応が考えられますので、東京都の判断でどういう上乗せをするかということにもよってくると思えますが、いずれにしても、その時点での感染状況などを踏まえて、東京都と連携しながら、適切な対策を講じていきたいと考えております。

○浅野委員 もう一度確認させてください。

競技会場内では、IOCや組織委員会が検討中なんですけれども、そこに対して知事が酒類の提供を禁止するように命令を出した場合に、従う義務があるのかどうか、その辺りは整理して教えていただけますでしょうか。

○西村国務大臣 申し訳ないんですが、私、直接の担当じゃないものですから、その点については承知しておりませんので、確認をしたいと思えますが、私が承知しているのは、IOCや組織委員会でき引き続き検討が行われているというふうに聞いております。

○浅野委員 これは、後ほど、また改めて確認させていただきます。

続いて、先日発表された五輪のブレイブックの中にもありますが、参加する選手などが日本到着から三日以内に活動する場合には、GPSによる行動管理を義務づけることとなりました。その具体的な方法をどうするのか、伺いたいと思えます。

○西村国務大臣 御指摘のGPSの活用について

であります。先般の、公表されましたブレイブックの第三版におきましては、入国するアスリートや大会関係者について、まず、ブレイブックの内容全体を遵守することについて本人の同意を得た上で、行動に疑義があった場合や陽性が判明した場合に、地図アプリの位置情報保存機能の活用により、行動履歴を確認することとしているというふうに承知をしているところであります。

○浅野委員 それですと、やはり事後的な追跡調査になって、リアルタイムでの捕捉、未然防止というのは難しくなると思えます。この辺りをどう考えているのか、大臣のコメントを最後にいただきたいと思えます。

○西村国務大臣 ルールの徹底のため、このブレイブックに違反した場合には、まさに大会からの失格とか金銭制裁とか退去強制手続などもなされるのが明記をされておりますし、更に言えば、今後、このルールの詳細や具体的な運用の在り方については、IOC、組織委員会において引き続き検討が進められるものというふうに承知しております。

○浅野委員 終わります。ありがとうございます。

○高木委員長 これにて発言は終わりました。本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十二分散会